

北新ケータリング タイタンプルー 車内レイアウト図

1.5 トントラック
立面図・平面図

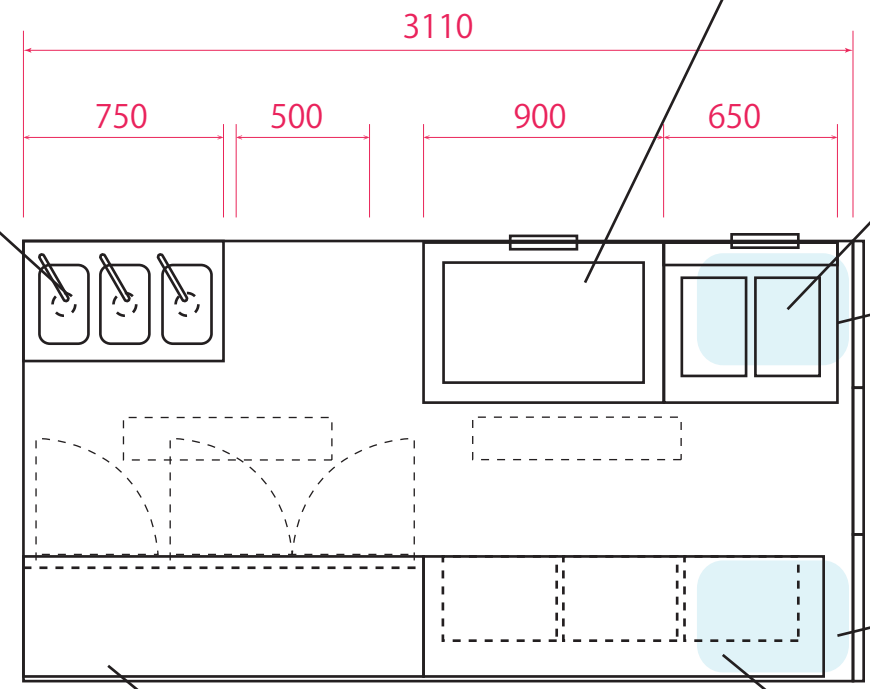
3 槽シンク 750×450×H800
重量 22 k g

グリドル 768×467×H270
重量 35 k g

2 槽ガスフライヤー 630×600×H800
重量 49.5 k g

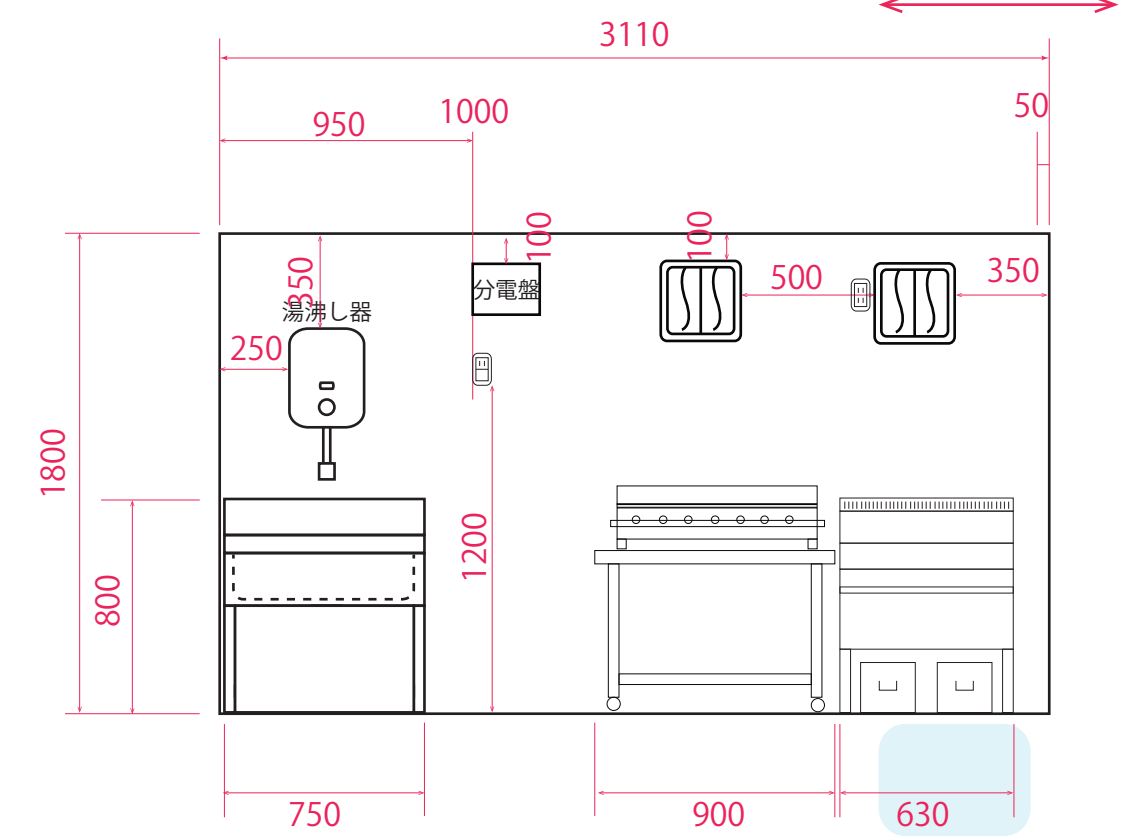
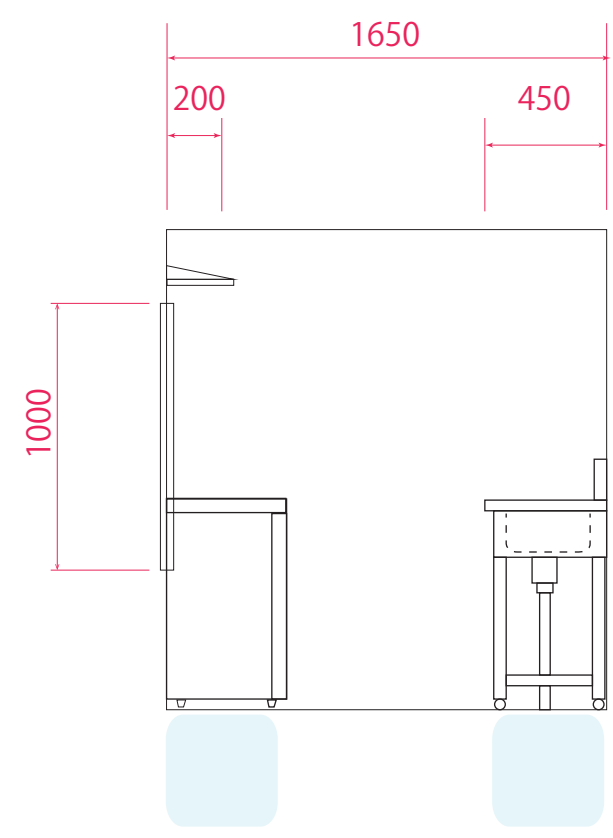
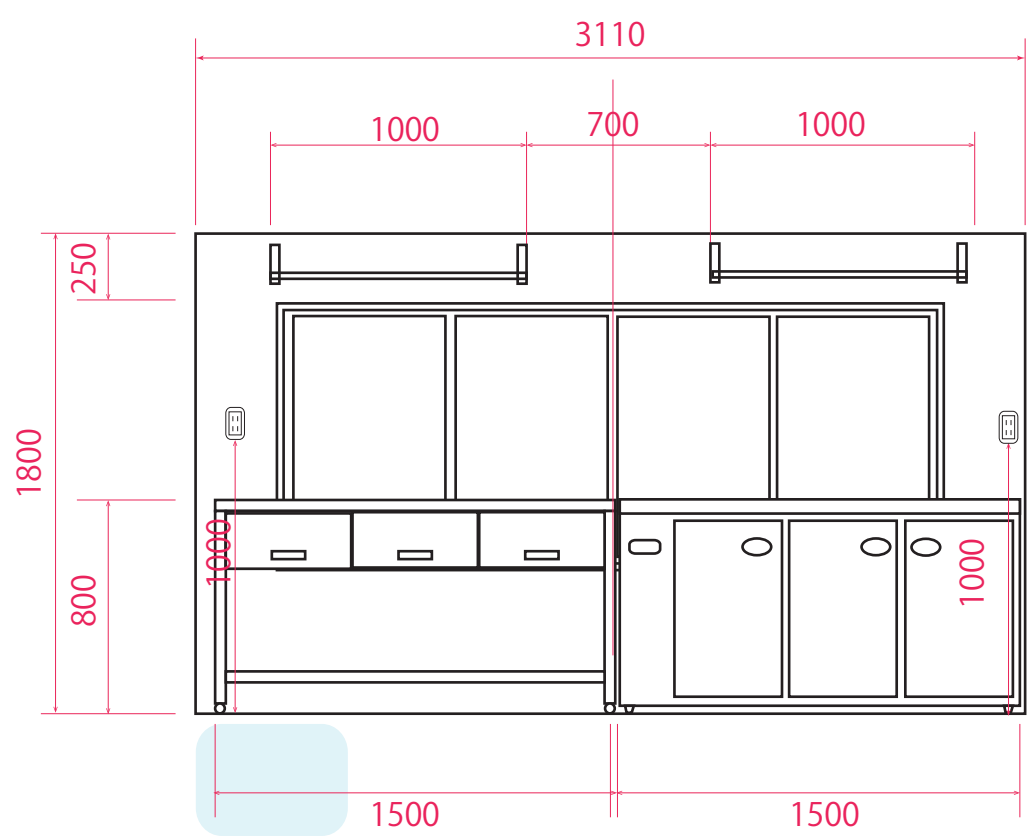
給水タンク 100 リットル (420×420×570) mm

排水タンク 100 リットル (420×420×570) mm



コールドテーブル 1500×450×H800
内容量 230 ℓ 75 k g

引き出し付き作業テーブル 1500×450×H800
重量 20 k g



番号 01907 A

令和 4年 5月 25日

札幌運輸支局長

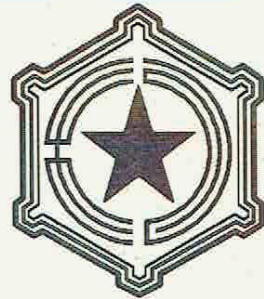
自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途 自家用・事業用の別	車体の形状
札幌 800 た 3514 車	令和 2年 6月 4日	平成 23年 4月	普通 乗車定員	特種 自家用	加工車 [630]
マツダ 車台番号		[301]	長さ	幅	高さ
LHS85-7000585 型式			491 ^{cm}	187 ^{cm}	268 ^{cm}
BKG-LHS85AN	4JJ1		2.99 ^{kW}	軽油	
所有者の氏名又は名称	北新化工有限会社				
所有者の住所	北海道札幌市白石区東米里2093-194				[50003 0376]
使用者の氏名又は名称	***				
使用者の住所	***				
使用の本拠の位置	***				
有効期間の満了する日	令和 6年 6月 3日	年 月 日			
備考	以下余白				
<p>[札幌], 継続検査 自動車重量税額 ¥32,800 平成27年度燃費基準達成車 使用車種規制 (NOx・PM) 適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。 [走行距離計表示値] 123,800km (令和4年5月25日) [旧走行距離計表示値] 120,400km (令和2年6月4日) 平成13年騒音規制車, 近接排気騒音規制値 98dB 平成13年特種構造要件適用車 [受検種別] 持込検査車 [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載なし [受検形態] その他 (使用者以外の者により受検が代行された場合)</p>					

裏面もご覧下さい。



自動車



営業許可証

札幌食許可(食) 第 1115号
業種別番号(飲食店)第 47号

営業者氏名 北新化工有限会社
(法人にあっては、その名称)

1 この許可の有効期限は、令和8年(2026年)1月31日までとする。

2 営業所の所在地 市内全域
(札幌市白石区東米里2093-194)

3 営業所の名称等 北新ケータリング タイタンブルー(札幌800た3514)

4 許可の条件 提供品目は揚げ物類・焼き物類・米飯類(加温食品)・米飯類(揚げ物)・米飯類(焼き物)・加温食品(湯煎又は電子レンジ)・蒸しまんじゅう・めん類・クレープ・ドリンク類・ワンショットソフト・かき氷・おにぎり・汁物類・ドッグ類・タピオカドリンク・のうち2品目に限る

令和2年6月17日申請のあった飲食店営業(自動車営業)は、食品衛生法第52条の規定に基づき許可します。

令和2年(2020年)6月19日

札幌市保健所長 三觜 雄

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、札幌市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に、札幌市(訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

許可有効期限 令和8年(2026年)1月31日



石保生 第 1-23 号指令

札幌市白石区東米里2093-194

北新化工有限会社

令和2年(2020年)6月17日申請の 飲食店

営業は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条の規定により次の条件を付けて許可します。

令和2年(2020年)6月18日

北海道江別保健所長 森 昭久



1 許可の有効期限は、令和7年(2025年)9月20日までとする。

2 営業場所は、道内一円(札幌市、小樽市、函館市及び旭川市を除く)とする。
(営業基地:札幌市白石区東米里2093-194)

3 自動車営業とする。
(北新ケータリングタイタンブルー 札幌800た3514)

4 取扱品目は、揚げ物類、焼き物類、米飯類(加温食品、揚げ物、焼き物)、調理済加温食品類、麺類、クレープ、ソフトクリーム(ワンショット)、汁もの類、ドッグ類、タピオカドリンク、おにぎり、かき氷、蒸しまんじゅう、のうち1~2品目及びドリンク類とする。

5 加工・調理は、原則として、加熱、成型程度とすること。

以下余白

業種番号 食衛(飲食)第 1608 号

注意

- この処分について不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して、3月以内に北海道知事に審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、この許可証を受け取った日(1による審査請求したときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。)を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分または裁決の日があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(生活衛生課食品保健係)